

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主：美濃加茂市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	84.9	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.7	%
全職員	65.0	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長級相当職	97.1	%
本庁課長相当職	97.9	%
本庁課長補佐相当職	95.9	%
本庁係長相当職	88.7	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	97.5	%
31～35年	91.3	%
26～30年	80.9	%
21～25年	86.0	%
16～20年	79.7	%
11～15年	92.5	%
6～10年	93.8	%
1～5年	87.3	%

【説明欄】

・短時間勤務をしている会計年度任用職員(パートタイム)が全職員の5割強となっており、その中でも8割程度が女性職員であることが、全職員における男女の給与の差異に影響している。
・扶養手当の受給者に占める男性の割合は9割程度となっている。
・任期の定めのない常勤職員において、男性職員一人あたりの時間外勤務時間が女性職員に比べ約1.5倍である。
・勤続年数が16～20年、21～25年、26～30年の区分において、各区分を構成する職員の職が男性職員は係長相当職以上の職員が半数以上であるのに対し、女性職員はその他の職の職員が半数以上であることが男女の給与の差異に影響をしている。

* 勤続年数は、採用年度を1年目とし、情報公開の対象者となる年度までの年度単位で算出している。